

船橋市下水道条例第7条第1項ただし書きに規定する災害その他非常の場合において市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときの運用要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市下水道条例施行規則（昭和50年船橋市規則第31号。以下「規則」という。）第10条の2第2項で規定する船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）第7条第1項ただし書きに規定する他の市町村長等の指定を受けた者に条例第7条の排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）を行わせる必要があると認めるとき及びその必要がなくなつたと認めるときのほか、条例第7条第1項ただし書きに規定する他の市町村長等の指定を受けた者の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例によるほか、「他指定業者」とは、条例第7条第1項ただし書きに規定する他の市町村長等の指定を受けた者であり、具体的には市長以外の下水道法（昭和33年法律第79号。）第4条第1項に規定する公共下水道管理者から排水設備等の新設等の工事を行うことについて指定を受けた者をいう。

（他指定業者に工事を行わせる必要があると認めるとき）

第3条 市長は、災害その他非常の場合において船橋市内の工事の要望件数に対し指定工事店の工事可能件数が著しく不足している場合、条例第7条第1項ただし書きに規定する他指定業者に工事を行わせる必要があると認める。

（他指定業者の申請の期限日）

第4条 市長は規則第10条の2第1項の他指定業者に工事を行わせる必要がなくなつたと認める前に、次に掲げる事項を船橋市ホームページに公開する。

(1) 他指定業者が工事する計画の条例第6条第1項の申請書の提出の期限日

(2) 他指定業者が工事した条例第8条第1項の届出の期限日

2 前項第1号の日は船橋市ホームページ公開日の1か月後とする。

3 前々項第2号の日は船橋市ホームページ公開日の4か月後とする。

4 市長が必要と判断する場合、同条第1項各号の期限日を延期することができる。この場合、市長は延期した期限日を船橋市ホームページに公開する。

（他指定業者に工事を行わせる必要がなくなつたと認めるとき）

第5条 市長は次の各号に適合していると認めるときは、規則第10条の2第1項の他指定業者に工事を行わせる必要がなくなつたと認める。

- (1) 船橋市内の工事要望件数に対しての指定工事店の工事可能件数の不足が解消されている。もしくは速やかに解消されると想定される。
- (2) 条例第6条第1項の申請書が提出されている他指定業者が工事する計画のすべてについて、条例第8条第1項の検査が完了している。

(他指定業者の責務及び遵守事項)

第6条 他指定業者は、下水道に関する法令、条例および規則が定めるところに従い適正な工事の施工を行わなければならない。

第7条 他指定業者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 工事に関する技術上の管理
- (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 条例第8条第1項に規定する検査の立会い

第8条 他指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事は、条例第6条第1項の確認があった後に着手すること。
- (2) 工事の契約に当たっては、契約金額、工期その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (4) 自己の名義を第三者に貸与しないこと。
- (5) 条例第6条第1項の排水設備等の新設を行おうとする者もしくは条例第8条第1項の排水設備等の新設を行った者の代理人として申請等を行う場合、第4条第1項各号の期限日までに提出もしくは届け出ること。

(他指定業者の提出書類)

第9条 船橋市内で工事の計画がある他指定業者は他の市町村長等の指定を受けたことを証する書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。